

令和 7 年度学校いじめ防止基本方針



福島県立石川支援学校

1 目標

石川支援学校では、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあるものと認識し、本校児童生徒の尊厳を保持するために、学校におけるいじめの防止等のために対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止等のために対策を総合的かつ効果的に推進し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる学校づくりを目指す。

2 いじめ防止対策の基本理念

- (1) いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての児童生徒に認識させるとともに、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめ防止対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県・市町村・学校・地域・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に取り組む。

3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために次の組織を設ける。

(1) 組織名

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、各学部主事及び副学部主事、生徒指導主事、生徒指導部内生活指導・安全指導係、地域支援センター主任、養護教諭、その他関係職員をもって構成する。

※以下、必要に応じて参加を要請する。

学校医、地域の相談員、桜が丘学園指導員代表、SC、SSW、進路指導主事等

4 いじめの未然防止のための取り組み

- (1) いじめ防止のために教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるため、適切な研修等を計画的に実施する。
- (2) 心の通う対人交流の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (3) 児童生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づく

りや絆づくりをキーワードとして、ルールや秩序を守り、「安心・安全」が保障された学級づくりを目指す。

- (4) 生徒の努力を認め、自己有用感、自己肯定感を育むわかりやすい授業づくりに努める。
- (5) 情報モラル教育を推進し、生徒がインターネットの正しい利用とマナーについて 理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者にならないよう継続的な指導に努める。
- (6) 生徒会を中心とした生徒によるいじめ防止啓発活動を推進する。

5 いじめの早期発見のための取り組み

- (1) いじめの兆候を敏感に察知するため、授業での学習の様子に加えて、学校生活全般での児童生徒の言動や人間関係の把握に努め、記録の累積を図る。
- (2) 1年に2度、児童生徒を対象に生活アンケートを実施し、多角的な視点で児童生徒の様子を把握できるようにする。
- (3) いじめ相談窓口を設置し、外部からの情報提供を広く求めるとともに、常に相談支援できる体制を整える。

校外対応：教頭

児童生徒対応：養護教諭

6 いじめ事案への対処

- (1) いじめ又はいじめの疑いがあることを発見した教職員は直ちに各学部の教頭、学部主事及び生徒指導担当者へ報告する。教頭から校長へ報告し、校長は直ちにいじめ防止対策委員会を開催する。
- (2) いじめ防止対策委員会の指示の下、情報を収集し、共有を図る。
- (3) いじめ防止対策委員会の指示の下、指導・支援体制を組む。
- (4) 担当者は、児童生徒への指導・支援を行う。

① いじめられた児童生徒にとって、信頼できる人（親しい友人、教員、家族、地域の方々等）と一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す。

② いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

③ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

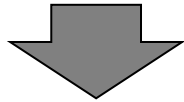
④ つながりのある教職員を中心に関係児童生徒（加害、被害ともに）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

※ いじめ事案を発見しても学級担任等が抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」で組織的に、迅速かつ的確に対応する。

いじめ事案への対処



教頭、学部主事、生徒指導担当者を通して校長へ報告



① 校長は直ちにいじめ防止対策委員会を開催する

○教職員、児童生徒、保護者、その他から情報収集の方法について検討し、実行する。

② 指導・支援体制を組む

○収集した情報の集約、共有を図る。
○収集した情報をもとに指導・支援体制を組む。

③ 児童生徒への指導・支援を行う

○いじめられた児童生徒にとって、信頼できる人（親しい友人、教員、家族、地域の方々等）と一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す。
○いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
○いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

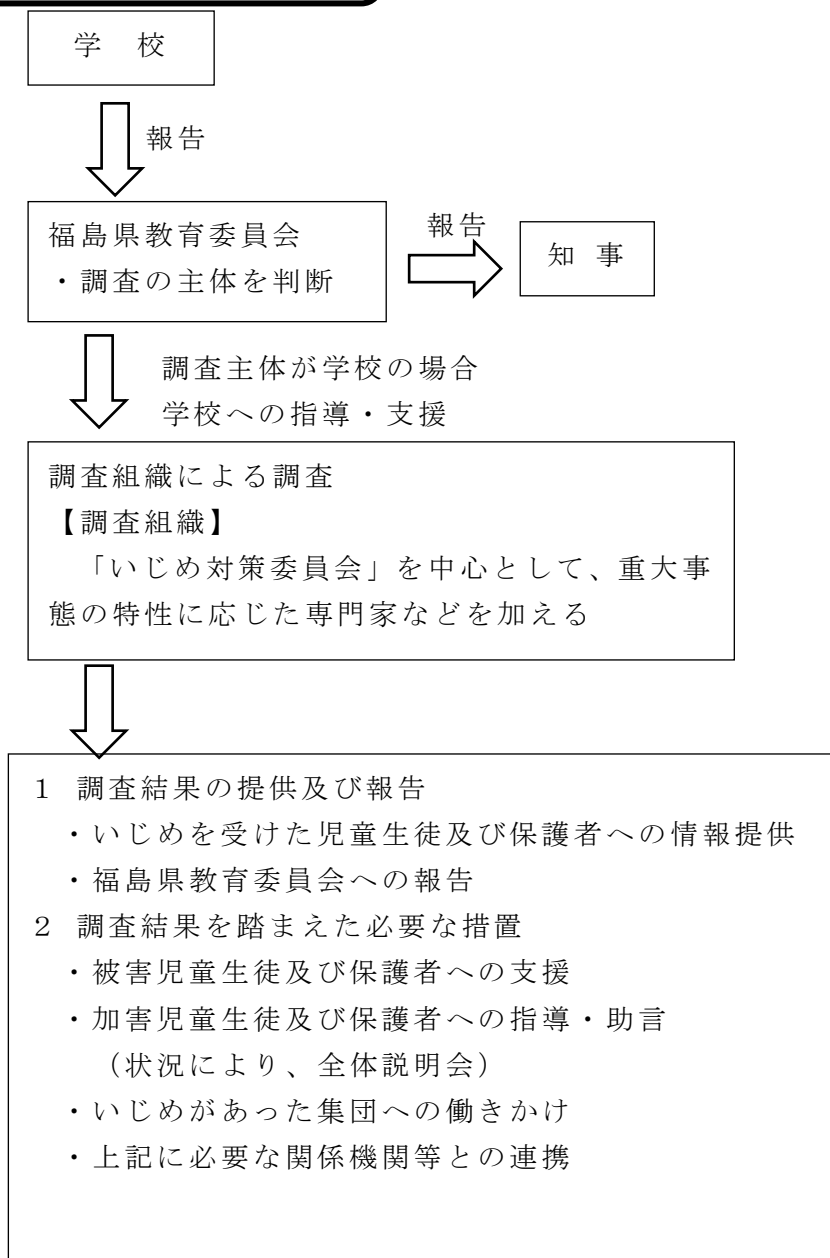
④ 保護者と連携する

○つながりのある教職員を中心に関係児童生徒（加害、被害ともに）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

※いじめ事案を発見しても学級担任等が抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」で組織的に、迅速かつ的確に対応する。

7 重大事態への対応

重大事態への対応



8 年間計画

月	活動計画	面談・アンケート 実施計画	校内研修 計画	評価計画
4月	第1回いじめ 防止対策委員会 生徒指導全体会	いじめ相談窓口開設	福島県いじめ防止基 本方針の周知 学校いじめ防止基本 方針共通理解	計画・目標の 作成と提示
5月		個別懇談期間		
6月	アンケート集計	第1回いじめに関する アンケート 実施		
7月	第2回いじめ 防止対策委員会			
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月	アンケート集計	第2回いじめに関する アンケート 実施		
2月		個別懇談期間		
3月	第3回いじめ 防止対策委員会		学校いじめ防止基本 方針の見直し	年間評価

9 評価と改善

- (1) 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。
- (2) 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。